

まちがドルポ

志賀丼を初披露



6種類の志賀丼「海鮮志賀丼」、「能登豚じぶ煮丼」、「中華風サザエ丼」、「能登牛丼」、「シーフード中華丼」、「海老彩々天井」

志賀町観光協会と町は「志賀丼」を開発し、9月24日（水）に町文化ホールで試食会が開かれ、招待された約40人に振舞われました。

志賀丼とは、志賀町産のコシヒカリ、水、食材を使わなければなりません。制作担当者は「味付けや見た目は今回のアンケートをもとに改良していきたい」と話しました。

細川町長は「全国に認知されるように全力を挙げてPRしていきたい」と話し、町観光協会会長の木谷龍司さんは「農業、漁業、商業一体となって、今後も取り組んでいきたい」とあいさつしました。

リーダーの自覚と責任感を養う

10月4日（土）と5日（日）に、鹿島少年自然の家で町内の小学6年生を対象にリーダー研修会が行われました。

これはふれあい事業の一環として志賀町子供会育成委員連絡協議会が主催したもので、町内の全8校より男女81名が参加しました。



参加した児童と志賀町子供会育成会のみなさん



自分たちで作ったカレーライスをおいしそうに食べる児童たち

子ども達は、学校を問わず班別に分かれ、薪割りから始めた野外炊飯やアウトドアゲーム、肝試し、宿泊などを通じ他校の生徒と親睦を深めました。

参加した子ども達は、最上級生としての自覚と、たくさんの新しい友達作りが出来ました。

3年連続ジュニア五輪出場

第39回ジュニアオリンピック陸上競技大会に出場することになった池田祐樹さんが、10月21日（火）に役場を訪れ、青山教育長に出場の報告をしました。

池田さんは男子A 110メートル障害に3年連続で出場します。

青山教育長は「自己ベストを更新できるように、体調には気をつけて頑張ってください」と激励し、池田さんは「3年間の集大成として次のステップに繋がるような走りをしたいです」と抱負を話しました。

大会は、24日から横浜市で始まり、池田さんは26日に登場します。



青山教育長に出場報告をする池田さん

高齢者にやさしい住宅を建設

10月21日（火）に高浜町内で高齢者福祉住宅の地鎮祭が行われました。

この住宅は「高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり」をテーマに建設されます。移動手段に乏しい高齢者にとっては、バスターミナルやスーパーマーケット、病院、薬局、銀行などの日常生活に必要な環境が整っていて、利便性と安全性に配慮した住宅となります。

来年3月末には全10戸の高齢者福祉住宅が完成する予定です。



高齢者福祉住宅のイメージ図

税務課からのお知らせ

年末調整説明会の開催について

企業の給与担当者の人を対象に平成20年の年末調整の仕方、法定調書と給与支払報告書の作成について説明会を開催します。

「年末調整」は、給与の支払を受ける人について、毎月の給与や賞与等の支払の際に、源泉徴収した税額と、その年に納めなければならぬ税額とを比べて、その過不足額を清算する手続きです。

■と き 平成20年11月18日（火）

午後1時30分～3時30分予定

■と ころ 志賀町文化ホール1階

小ホール

※年末調整関係書類を事前に送付しますので、ご来場の際は、必ずお持ちください。



国民健康保険税納税証明書が送付されます

平成20年中に国民健康保険税を納めた納税義務者に、確定申告・町民税申告の際に利用していただくために「国民健康保険税納税証明書（社会保険料控除用）」を平成21年1月下旬に送付を予定しています。

なお、「国民健康保険税納税証明書」が送付される前に納付済額を確認したい場合や、年末調整に利用したい場合は、役場税務課窓口にて国民健康保険税納税証明書申請してください。ただし、税務課窓口にて国民健康保険税納税証明書を発行した場合は、送付されません。

税務課窓口申請で必要なもの

■世帯主または同一世帯の人が申請する場合

保険証・納税通知書・顔写真付きの公的機関発行の身分証明書（運転免許証・パスポート等）のいずれかと印鑑

■別世帯（勤務先・会計事務所等）の方が申請する場合

委任状及び顔写真付きの公的機関発行の身分証明書（運転免許証・パスポート等）と印鑑

法相 律談

・弁護士（元高等検察庁検事）
愛知学院大学法科大学院特任教授
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保険推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

離婚に伴う子どもを巡る諸問題（その3）

Q1…私は子どもを連れて家を出て、現在夫と別居中です。最近になり、夫が子どもと会わせてほしいと言ってきていますが、会わせなければならぬのでしょうか。

A…裁判所の判例によって、夫婦関係が破綻して別居状態にある場合も、子どもと暮らしていない親が子どもと会うことを求めることが認められています。別々に暮らしている子どもにとっては父親であることに変わりはなく、会わせられない特別な事情がない限り、会わせなければならぬと考えられます。

1 面接交渉とは

みずから実際に子どもを育てていない（監護教育しない）方の親が、その子どもと個人的に面接（面会）したり文通したりして交渉（交流）することを面接交渉といいます。親権者あるいは監護者とならなかった親が、その子どもと面接交渉する権利が面接交渉権です。子どもの監護（監督・保護）にあたらぬ親（非監護親といいますが、子どもが順調に成長していく姿を子どもと会うなどして交流し見届けたいと思うのは、親として自然のことです。子どもの健全な成長にとっても、一般に両親との交流が必要と考えられています。現在、法律には面接交渉について明確に定めた規定はありませんが、裁判例で認められています。

2 面接交渉権の性質

面接交渉権は、子どもに会いたいという親としての心情を満たすものであり、親の

権利として認められる面もありますが、面接交渉が認められるか、認められるとしてどのような方法で認めるかについては、親の要望よりも子の福祉を第一に考えられています。したがって、面接交渉の内容は、子どもを育てる親（監護親）の監護教育の内容と調和する方法と形式において決定されるべきものであり、面接交渉権は、面接交渉を求める請求権というより、子の監護のために適正な措置を求める権利であると考えられます。

3 別居中の面接交渉

本来、実際に子どもを育てていない親（非監護親）も離婚が成立するまでは、子どもを育てている親（監護親）とともに未成年者の共同親権者という立場にあり、親権の内容として当然に子どもと面接できるはずですが。

面接交渉権が、子の監護のための適正な措置を求める権利であるとすると、別居中の子どもと暮らしていない方の親にも面接交渉権が認められます。最高裁判所も、婚姻関係が破綻して父母が別居状態にある場合、同居していない親と子の面接交渉について家庭裁判所が相当な処分を命ずることができるとしています。

4 面接交渉をもとめられたら

別居に至った原因が、相手の暴力や浮気などの場合に、別居して子どもと暮らしている親としては、相手から子どもと会いたいといわれても会わせたくないという気持ち

は理解できないでもありません。場合によっては、一緒に暮らしていたときの子どもへの虐待などのために会わせられない特別の事情がある場合もあるでしょう。しかし、中には将来の離婚やその際の親権者の指定をめぐる争いの前哨戦として、子どもを抱え込むために他方への面接交渉を拒むということもあるようです。一般に、面接交渉をいわずに拒否することは、夫婦間の紛争、対立状況を激化させ、両親の葛藤の中に子どもを巻き込んだり、実力による子どもの奪い合いを招くなど、子どもの利益、福祉を害することもあります。面接交渉を求められたら、夫婦としての感情はひとまずおいて、可能な限り子どもの健全な成長にとって必要かどうかということ冷静に考え、面接交渉に応じるかどうかを考える必要があります。

Q2：妻が子どもを連れて別居し、長い間子どもと別々に暮らしています。妻に子どもと会わせてほしいといっていますが、妻は子どもと会わせてくれません。話し合いで面接交渉をさせてもらえないときには、家庭裁判所にどのような手続きの申請をすればよいのですか。また、家庭裁判所では、どのような手続きがなされますか。

A：家庭裁判所に、子の監護に必要な事項として、面接交渉を求める事の調停または審判の申立てをします。家庭裁判所では、面接交渉が可能かどうかまずは話し合いがなされます。場合によっては家庭裁判所調査官（以下、単に調査官といいます）が子どもと会ったりして調査することも並行して行なわれます。話し合いで合意に至らない

場合には、当事者双方の事情をふまえたうえで、家庭裁判所が面接交渉を認めるかどうかの審判を下すこととなります。

1 面接交渉を求める手続き

夫婦間の話し合いで面接交渉の合意が成立しないときは、家庭裁判所から子の監護に関する処分として面接交渉を命じてもらうための調停または審判の申立てをします。

2 家庭裁判所での手続き

家庭裁判所では、子の監護に関する処分としての面接交渉を審判で求め、まずは調停手続において、当事者間の話し合いがなされます。調停では裁判所の調停委員などが間に入り、面接交渉について当事者間の合意がまとまらないかが協議されます。調停の手続きは、一般の家事調停事件と同様です。多くの事案で調査官が手続きに関与しています。調停手続きの中では、現在の子どもの状態や申し立てた親と子どもとの関係を調査するために家庭裁判所において試行的に面接交渉の場が設けられることもあります。ただ、調停委員などが強く説得しても子どもを育てている相手方の親が強くこれを拒む場合には、強制的に試行的な面接を行うことはできません。面接が可能なのは、調査官も立ち会うことが通常です。さらに調査官が、相手方の家を訪問するなどして、現在の子どもの状況や、子育ての現状について調査することもあります。調査官は、試行的な面接交渉のときの様子や、面談した結果を、必要に応じて裁判官に書面等で報告することになります。これらの手続きの結果、当事者間に面接交渉について合意が成立すれば、その合意の内容が、家庭裁判所の調停調書として

記録に残ることとなります。

合意が成立せず、調停が不調（不成立）となった場合には、自動的に審判に移行し、必要に応じて、審判のための期日が開かれます。そこで、申し立てた側から面接交渉の必要性を述べた書面を、相手方からは面接交渉に応じられない理由などを述べた書面をそれぞれ提出し、裁判官が当事者双方から事情を聞くなどして、最終的に裁判官が、面接交渉を認めるかどうかについて審判を下すこととなります。

Q3：裁判所で面接交渉が認められるかどうかは、どのような基準で判断されますか。どのような場合に面接交渉が認められないのでしょうか。

A：裁判所は、一般的に、面接交渉が認められるかどうかについて、「子どもの福祉に合致するか否か」を判断して決めています。したがって、子どもの福祉に合致しない場合には面接交渉が認められません。例えば、①子どもが面接交渉を求める親に嫌悪感を抱いていたり、恐怖感を抱いており、面接交渉を拒否する感情を示している場合。②面接交渉を認めることによって子どもの心身に悪影響が及ぼされる可能性が高い場合。③両親の離婚の紛争が原因で、子どもの心身の状況が極めて不安定な状況にある場合。④面接交渉を求める動機が金銭の要求や相手方との復縁を求めるなどの未練などの不当な目的の場合。⑤面接交渉を求める親が、子どもや他方の親に対して暴力を振るっていたり、飲酒によるトラブル、薬物使用などの重大な問題がある場合等には、面接交渉が認められません。